

2019年12月18日

お客様各位

野村アセットマネジメント株式会社

「ノムラ THE ASIA Aコース/Bコース」における
基準価額の誤りについてのご報告とお詫び

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社設定・運用の投資信託「ノムラ THE ASIA Aコース/Bコース」（以下「各ファンド」）におきまして、2019年12月16日の基準価額が過小になっておりました。つきましては、基準価額を訂正しましたので、ご報告申し上げます。

上記訂正にともない、2019年12月16日に誤った低い解約価額（基準価額から信託財産留保額を控除した価額）で解約約定されたお客様に対しては、販売会社を通じ約定価額を訂正させていただきますので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

2019年12月16日の正しい基準価額、解約価額（いずれも1万口あたり）は以下の通りです。

	誤		正	
	基準価額 (円)	解約価額 (円)	基準価額 (円)	解約価額 (円)
ノムラ THE ASIA Aコース	7,890	7,867	7,913	7,890
ノムラ THE ASIA Bコース	7,672	7,649	7,694	7,671

「ノムラ THE ASIA Aコース/Bコース」が2019年12月19日に償還するのに先立ち、各ファンドが保有する外国籍投資信託（以下「外国投資信託」）を12月13日に全口解約し、外国投資信託は償還いたしました。償還の場合、外国投資信託の本来の解約価格は12月13日の純資産価格とすべきところ、外国投資信託の管理事務代行会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが誤って信託財産留保額を控除したため、解約価格が本来よりも過小となり、外国投資信託を組み入れていた「ノムラ THE ASIA Aコース/Bコース」の基準価額が過小となりました。

お客様には多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。
今後このような事態が生じないよう、再発防止に向け万全の措置を取る所存でございます。
何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具